

産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会（第9回）

議事録

日時：令和6年2月29日（木曜日）17:00～19:00

場所：オンライン

出席者

○委員出席者： 新宅小委員長、生駒委員、井上委員、大矢委員、柿本委員、久我委員、
筑紫委員、富吉委員、福田委員、松浦委員、森川委員、吉高委員、
渡邊委員

○オブザーバー：消費者庁消費者教育推進課
環境省「ファッションと環境」タスクフォース

○事務局： 経済産業省製造産業局生活製品課

議事録

1. 開会

○経済産業省生活製品課 田上課長

これより第9回「産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会」を開催いたします。事務局の経済産業省生活製品課の田上です。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

委員の御出席の状況でございますが、本日は、鈴木委員が御欠席、新宅小委員長、生駒委員、井上委員、大矢委員、柿本委員、久我委員、筑紫委員、富吉委員、福田委員、松浦委員、森川委員、吉高委員、渡邊委員がオンラインで御出席いただいております。

また、ゲストスピーカーとして、欧州委員会環境総局のサリアン・ティッカネン様、フランス共和国経済・財務・産業・デジタル省企業総局のトマ・ラジャージュ様にも御出席いただいております。その他、環境省「ファッションと環境」タスクフォースの近藤室長にも御出席いただいております。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行につきましては、新宅小委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○新宅小委員長

それでは、私のほうで議事を進めさせていただきたいと思います。

2. 事務局説明

○新宅小委員長

最初に事務局からの御説明をお願いいたします。

○経済産業省生活製品課 田上課長

事務局から資料3-1と3-2につきまして、説明させていただきます。

本日は、EUとフランスの御担当者からもプレゼンいただきますので、まずは日本の（繊維産業における環境配慮に関する取組）状況について、昨年からの進捗も含めて御報告させていただきます。

まず、資料3-1でございます。

日本の繊維産業における市場規模、生産量の推移ということで、左側の図を見ていただきますと、日本の繊維産業の市場規模は、1990年に入ってから減少傾向にあり、2000年代以降は横ばいの状況が続いています。コロナが明けましたが、いまだ（市場規模は）回復できていない状況です。

続いて、右下2ページ、日本のアパレルの国内供給点数を御覧いただければと思います。1990年に20億点だったものが、2022年には1.8倍の37億点まで増えております。この間、日本の人口はあまり増えていないにもかかわらず、供給点数は1.8倍まで増えている状況です。また、右側を御覧いただきますと、輸入割合が98.5%と、海外生産の割合がかなり高くなっています。

右下3ページ、国内市場における衣料品の小売価格です。1991年を100として、この30年間でかなり下落をしています。特に婦人衣料の（小売価格の）下落幅が大きくなっています。

右下4ページ、日本の繊維製品の資源循環の現状について概略を説明いたします。これは2022年のデータですけれども、年間73万トンの衣類が使用された後に手放され、そのうち35%がリユースやリサイクルされていますが、残り65%、約48万5,000トンが廃棄されている状況です。この50万トン近い（廃棄された）衣類を何とか資源とできないかが大きな課題になっています。

こうした問題意識を踏まえ、右下5ページですが、繊維製品の資源循環をしっかりと進め

ていこうということで、日本における（繊維製品の資源循環の）課題について検討するために、昨年1月に「繊維製品の資源循環システム検討会」を立ち上げ、（繊維製品の）資源循環システムの構築に向けた課題と取組の方向性について整理し、（2023年）9月に報告書の取りまとめをしております。「回収」、「分別・繊維再生」、「設計・製造」、「販売」と4つのステージで課題を整理しまして、左側を見ていただきますと、（廃棄された衣料品の）回収量を拡大していくための円滑な回収に向けた環境整備。左下、「分別・繊維再生」ということで、回収した衣料品を再資源化するための技術開発。右側に行っていただきますと、環境に配慮した製品の「設計・製造」ということで、環境配慮設計ガイドラインの策定や国際標準化、そして「販売」ということで、消費者が安心して買えるための仕組みづくりが書かれています。

技術開発については、国、そしてNEDOにおきまして、繊維リサイクルに関する技術開発を支援しています。信州大学や日清紡などが連携しながら、化学処理によって、綿などの植物由来の繊維を再資源化する技術開発や、水の代わりにCO₂を使って無排水で染色加工技術ができないかという研究開発、そして一番下、東レや帝人フロンティア、神戸大学では、回収した繊維製品を効率的に選別していく技術や、混紡品の前処理段階の分離に関する技術開発を行っております。

右下7ページから、日本の中小企業で開発している技術について、御紹介します。7ページはRFIDと言われる電子チップを糸の形にして、トレーサビリティ情報の登録取得ができるような糸の開発をやられている企業がございます。

右下8ページは、リサイクルしやすい製品設計ということで、東和株式会社では、高温で、95℃の熱水に30分つけると溶けてしまう糸、「溶解糸」を開発され、繊維製品の解体を効率化されようとしています。また、クラレでは、ポリエステル100%で面ファスナーの開発をされています。

右下9ページですが、化石燃料由来の原料については、地球環境問題にも大きな影響があるということで、植物由来の原料を使った繊維製品の開発・製造も行われています。左側、植物由来原料を使った高性能の人工構造たんぱく質の繊維を作られているSpiberですとか、100%植物由来のポリエステル素材を開発されている東レの事例を御紹介したいと思います。

続いて、右下10ページですが、リサイクルした製品や環境配慮製品を消費者に安心して買っていただくため、リサイクル製品の定義や評価方法の標準化をしていくことが重要で

す。経済産業省としては、この標準化に関する事業も行っています。I C タグを使った衣料製品でのトレーサビリティ情報をデジタル化していくための技術開発、E U で御検討されておりますD P P との連携もできるのではないかと考えておりますし、右側の環境配慮設計ガイドラインとして、リサイクルしやすい衣料品の開発について検討しております。

右下11ページが、欧州で衣料品の消費者物価指数の関係を調べたものとなります。フランス、ドイツの衣料品の消費者物価指数は、近年、なだらかに上昇傾向にあります。イギリスでも、一旦、97年から2009年にかけて低下しておりますが、以降、上昇に転じております。

最後に、本日、皆さんに御意見をいただきたいポイントを12ページにまとめております。E U やフランスから最新の情報を御提供いただけるかと思っておりますので、E U におけるルール整備の状況とか、フランスの先行的な規制に対して、課題などを把握していきたいと思っております。その上で、日本の企業や政府がどういった対応をすべきかを御議論いただければと思います。

続いて、資料3-2をご紹介します。

今年1月1日に能登半島で発生いたしました（能登半島）地震に関しまして、国内だけではなく、海外（の繊維関係企業）からも御心配の声をいただいております。（復旧の）状況をお伝えいたしますと、石川県内の繊維企業の主要な企業は、概ね1週間程度で稼働を再開しています。具体的な数字でお示いたしますと、石川県繊維協会に加盟されている企業の半数を超える157社の企業が被災されましたが、2月末までに142社、90%以上の企業が（稼働を）再開されております。一部、建屋が倒壊した企業などもございますが、北陸全体で見るとサプライチェーンへの影響はないと聞いております。既に石川県内の繊維企業の中には、展示会にも出展されて、積極的に営業活動を展開されている企業もございます。石川県の繊維のサプライチェーンは、（今回の能登半島地震で）特段影響はないことをE U の方やフランスの方にも御紹介させていただきたいと思っております。

経産省からの説明は以上になります。ありがとうございます。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。

3. 欧州委員会「The Key Measures of the EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles」

○新宅小委員長

続きまして、ゲストスピーカーによる御説明です。まずは欧州委員会環境総局・サリアン・ティッカネン様、よろしくお願いいたします。

○ティッカネン氏

皆さん、こんにちは。御招待ありがとうございます。光栄です。

それでは、欧州の持続可能な循環型繊維戦略をお話ししたいと思います。この戦略は、欧州グリーンディールに沿った循環型経済行動計画の一つです。これは2022年の3月に採用されまして、環境への負荷や、繊維のバリューチェーン上の社会的影響を減らすことが目的です。繊維製品のライフサイクル全てにわたって、行うものです。そして、デザイン、製造、消費、そしてリサイクル、全てが対象となります。また、これはファストファッションという、流行のみに流されるファッションをやめようという取組です。

繊維は、気候変動における環境負荷が欧州で4番目に高いです。衣類を作るために使われる素材のうち1%のみが再び繊維製品に再利用されており、それ以外は全てバージンの素材が使われています。また、毎年580万トンにも上る繊維製品が廃棄されており、2015年から2倍に膨れ上がっています。ほとんどの欧州の人々は、衣料は、長持ちさせるべきだと考えています。それで我々は、繊維製品を製造し、消費するやり方を変えてきました。繊維製品のエコシステムの強靱性を高めます。また、魅力、創造性、革新的なポテンシャルを高めます。持続可能な繊維製品は新しい市場性があり、古物商といったようなリユース業者には雇用の機会もあります。

またEUの市場に出回っている繊維製品は、もちろん輸入されるものも入るのですが、2030年までに、全て耐久性に富み、修繕でき、リサイクルできるものになるべきです。また、リサイクルされた繊維で作られており、有害な材料は使わず、社会的権利を尊重した製品であるべきです。そして、はやりというものに左右されないこと、消費者は質の高い繊維製品から長く恩恵を受けること、リユース・修繕というサービスが広く手に入ること、製品の製造者の責任範囲を広げることが、この戦略のビジョンです。これについてはまた後で詳細をお話ししますが、欧州では、この拡大生産者責任というものが重視されています。また、繊維から繊維へのリサイクルをする技術を2030年までにつくろうというものもあります。

持続可能な製品を作るためにエコデザイン規則というものを発展させます。また、使用されていない繊維製品や履物が廃棄されることを防ぎます。このエコデザインの一部として、デジタル製品パスポートというものをつくります。これを開くと、B to Bでも情報が

すぐ分かります。また、廃棄物枠組指令の一環として、製造者の責任範囲の拡大を義務づけます。そして、この循環型のビジネスモデルを奨励するためにTransition Pathway for the Textiles Ecosystemというものを確立していきます。

エコデザインの要件についてお話しします。目的は、持続可能な製品を通常のものにするということです。既存の枠組に積み上げていき、製品ごとに規制や要件を確立していきます。このエコデザイン指令案の中では、繊維製品（産業）における共通課題はエコデザインであると謳われています。なぜかという、デザインの時点で環境負荷の80%が決まるためです。なので、エコデザインを新しい常識にしようということです。

エコデザインを、エネルギー関連製品だけでなく、幅広いスコープに拡充します。また、水平展開をしていきます。そして、製品情報も充実させます。デジタル製品パスポートで、ラベル表示も電子上で更新できるようにします。

続いて、このスコープがどのように拡充されていくかを示しています。既存のエコデザイン指令でカバーされていたのはエネルギー関連製品だけです。現在は、その中にほとんどの製品が含まれるようになり、繊維製品も入っています。含まれるものはほかにもありますが、食料品や家畜の飼料というのは、このエコデザイン指令のスコープ外です。

まず、新しいツールをつくります。行政府にはグリーン調達を義務づけます。これは、循環型で、持続可能な製品を調達するということです。そして、売れなかった製品の破棄を防止します。例えば、衣類や履物です。そして市場の監視を向上させて、コントロールも強化します。このエコデザインの要件は全ての繊維製品、特に衣類と履物に適用され、また、欧州に輸入されているものも対象となっています。

こちらはまだ準備段階なのですが、どのようなエコデザインの要件になるのかを示しています。例えば、耐久性がある、修繕可能、再使用できる、繊維から繊維へのリサイクルができる、リサイクルできる繊維をある程度含むといった義務がつくかもしれません。また、有害物質を使わない、使った場合はトラッキングできる。そして、これは合成繊維に限るわけですが、マイクロプラスチックの放出を防止する。これらは現在、準備中です。

こちらにリンクを張りました。詳細を御覧になりたい方は、ぜひこちらを見てください。ジョイントリサーチセンターで事前の研究に参加できます。

製造者の責任範囲の拡大についてお話ししたいと思います。これも現在、準備中なのですが、繊維業界の廃棄物枠組み指令の改訂版の一部として拡充されていきます。これは料金を調節し、どの程度環境にやさしいかで、払うべき料金が変わってきます。循環性やリ

サイクル性を鑑みて、料金を課すということです。目的は、インセンティブを与えるためです。製品が循環できるように、デザインやイノベーションを通して循環型ビジネスを奨励します。

これにより、廃棄物のヒエラルキーというものも奨励します。また、来年から繊維製品の分別収集を義務化します。なお、フィンランドは既に始めています。

こうして、廃棄物のヒエラルキーを意識してもらうわけです。そして、リユース、リサイクルをしていく。廃棄物にせず、修繕する。最終的にどうしてもないものだけ廃棄するということです。製造者に繊維製品のライフサイクル全体において責任を持たせます。そうしますと、雇用も創出できますし、古着の市場も開発できます。

そして、誰がこの分別収集のコストを負担するのか。これは、生産者の責任範囲の拡大の一部として、生産者が負担します。既に加盟国の中では始めているのですが、この拡大生産者責任（EPR）の枠組みの中では、生産者の責任範囲が拡大するため、コスト負担は生産者の負担となります。そして、製品のリサイクル費用も生産者が払います。

ほかにも様々な取組がなされています。繊維製品の廃棄物の輸出を制限します。グリーンウォッシュの対策をします。ラベル表示についても、より正確に、分かりやすくします。そしてリユースや修繕といった循環型ビジネスモデルを推奨します。そして、新たなビジネスもサポートします。

生産者とともに消費者の消費行動も変えていきたいわけです。欧州の人々は買い物をする際に製品の環境負荷を考えるのは大事だと考えています。また、グリーンウォッシュをする会社が一定数あると考えています。さらに、90%の方が、信頼できるラベル表示が必要で、信頼できるラベル表示であることを検証することが大事であると考えています。

グリーンウォッシュから消費者を守るためにグリーンクレーム指令というのがあります。本当に、正直に、環境のために事業をしている業者が有利になるような仕組みです。この単一市場において、フェアな競争が進みます。そしてまた、グリーンへの移行を後押しできます。このグリーンクレームが本当に信頼できるものであるということが消費者に伝わり、持続可能な循環型経済に消費者が参加できるようにしたいのです。

そして、Transition Pathway for the Textiles Ecosystemというのがあります。全ての関係者や団体が、デジタルとグリーンに移行して、エコシステムの強靱性を高めていきます。そして手本となるようなベストプラクティスを収集しているところです。これを皆さんと共有して、具体的な取組でこういうことが進んでいるということを紹介していきます。こ

れは、ひと塊ごとに時間をかけて公表されていきますが、もう既に200以上の取組が進んでおります。

そして、この循環型ビジネスモデルを推奨し、この競争が公平に行われるように我々も努力をしています。また、研究、技術開発、投資への支援も大事です。デジタル化、循環型経済への移行に向けたスキルの向上、そして、テキスタイルエコシステムのための技能協約、欧州スキルイヤーというものも繊維業界のエコシステムのために取り組んでおります。

またファストファッション、はやりには流されない衣類の選び方が大事です。持続可能な商品にすると決意する。はやりには流されない。キャパシティビルディングをしている加盟国の方々も、これを後押ししてくださっています。

そして、昨年、リセット・ザ・トレンドというキャンペーンをしました。これは、人々の意識を高めるためのキャンペーンでした。これまで、はやりというだけで買っていたかもしれませんが、もうそれはやめましょうということで、人々の意識を高めることが非常に大事です。

また、持続可能性を奨励する取組として様々な交渉をしていますし、様々な国際会議で呼び掛けています。そして、デューデリジェンスの義務化もしています。児童労働による製品は受け付けず、また、そうしたものを第三国に輸出しません。そして、欧州でもリサイクルを進めていきます。

European Circular Economy Stakeholder Platformというのがあります。ぜひこれにご参加ください。これは様々な取組が反映されていまして、ベストプラクティス、教訓などが共有されています。欧州だけではなくて、欧州以外の方々とも協力して、力を合わせて進めていきたいと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○新宅小委員長

ティッカネンさん、どうもありがとうございました。

4. フランス共和国「The AGEC Law and the Climate Resilience Law for textiles」

○新宅小委員長

それでは、続きましてフランス共和国経済・財務・産業・デジタル省企業総局のトマ・ラジャージュ様、よろしくお願いします。

○ラジャージュ氏

皆さん、こんにちは。それでは、フランスが現在やっています主な2つの規制についてお話をしたいと思います。

A G E C法と言われている循環経済のための廃棄物防止法、そしてClimate Resilience法という、2つの大きな規制の法律です。この2つの法制は、フランスにおいて、いかに循環経済を繊維産業で促進していくかということを助けるものです。特に、このA G E C法と言われている循環経済のための廃棄物防止法は、循環経済を促進していくためのものでもありますし、需要においても、廃棄物を管理する上でも大切な法律です。

A G E C法がどのようにして、この供給経済に影響を与えるか。例えば、リユース、リサイクル、エコデザイン、持続可能な消費といったような、循環経済の全ての手段を動員し循環型経済を促進するというものです。

これは去年から行っていることですが、最初にとった大きな行動は、拡大生産者責任スキームの強化です。既にE Uのティッカネン様から御紹介がありましたとおりです。フランスは、E P R（拡大生産者責任）スキームを持つ最初の国です。今日でも、まだこのE P Rのスキームを持っているのは我が国、フランスだけです。このスキームは、生産者が製品寿命の最後まで責任を持つということです。そのために、組織に対して費用を払っています。この費用で様々な行動を取ることができます。例えば、リユースや修繕をするためのファンドをつくるというようなことです。

先ほど言ったA G E C法ですが、循環経済のための廃棄物防止のために使うことができます。リユースと修理というのを促進しなくてはなりません。そのために、修理する人に対してボーナスを与えるという制度があります。衣料品を修理に出す場合には、修理のためのファンドにより、修理料金が少なくなります。リユースのファンドもあるため、リユースも同様です。リユースする際にリユース費用を削減してもらえるという特典があります。

そしてE P Rのスキームは、そのほかにもたくさんのエコデザインに対するインセンティブを持っています。エコデザインを市場にもっと出していく、より多くの製品がエコデザインのものになるというインセンティブです。

そして、費用は拡大生産者責任として徴収するものですが、ある基準を使います。例えば、自分の使っている衣料品、市場に出しているものが、物的に耐久性があったり、何らかのラベリングがされていたり、リサイクルの材料が入っていたりすれば、ボーナス

を得られます。例えば、市場に出されたシャツの中にリサイクル材料が入っていることを証明できれば、生産者はボーナスを得られます。フランスでは、このボーナスを得た場合には、実際にE P Rで払っている費用よりも、払い戻してもらう金額のほうが大きいという、非常にいいインセンティブがあります。このE P RスキームをA G E C法によって強化しています。

それは、消費者に対して情報を与えるということにもつながっています。エコオーガニゼーションと連携して決めた新しい分別のサインを、どの衣料品において必ずつけなくてははいけません。そうすることで、その製品寿命が尽きて回収するときに、どこに分別すればいいかが分かります。そしてリユースとリサイクルを促進します。

先ほどのA G E C法に基づきまして、フランスのE P Rスキームのための目標を、2022年の11月に採択しました。この目標は、2028年までに60%回収をするというものです。中間目標もあります。中間目標は、毎年進められていくわけですがけれども、2027年までに回収されたものの80%をリサイクルするというものです。先ほどのヒエラルキーで説明されていますけれども、廃棄物にならないように管理していきます。また、2028年までに、修理したものを35%にまでするという目標もあります。

このように、A G E C法、循環経済のための廃棄物防止法にのっとってE P Rスキームを製品に対して適用し、循環経済を実現していくということで、私たちにとっては非常に重要なツールとなっています。

フランスはE P Rのスキームを使うことによって、より持続可能な循環型の繊維製品を作るように要請していますが、同時に、持続可能な消費にするために、全ての使える手段を使っています。2つの大きなツールがあります。最初のツールは、A G E C法、循環経済のための廃棄物防止法、そしてまたClimate Resilience法によりまして、公的な環境ラベリングを行うということです。このラベリングは、製品に必ずつけなくてはなりません。これは現在まだ進行中なのですがけれども、私が衣料品を買うときには、数か月後、あるいは数年後でも、どのくらい環境に負荷をかけるかがはっきり分かります。業界による自発的な実験に基づいて、この公的な手法は、消費者が、自分たちが使っている製品がいかに環境に負荷を与えるのかというインパクトを理解できるようにして、より循環型の衣料品を選ぶようにすることを目的としています。この手法はまだ開発中なのですがけれども、13回の実験がもう既に行われています。

そして、もう一つのツールは、情報を消費者に与えるということです。これはどう違う

かという、ただ、ラベリングをする、サインをつけるというだけではなくて、消費者がどういった品質のもので、どういった廃棄物になるのかを情報として得られるということです。例えば、私が一つ製品を手にとってみたとします。フランスでは、この製品がリサイクルの材料を使っているのかどうか、あるいは、再生可能な材料を使っているかということが分かるようになっています。生産者は、例えばウェブサイトにおいてトレーサビリティを示すことが義務化されています。糸、フランス語ではfilと言いますが、糸の段階から布が織られるところまで、どこでこの布が作られたのか、繊維製品が作られたのか、消費者としては知る必要があるのです。ですから、フランスにとって、消費者がたくさんの情報を得ることができるツールと言えるのです。消費者が情報を得ることで、どういった衣料品がよりよいかを選択できます。

これは最後のスライドなのですが、大きな行動です。特にリユースとリサイクルを繊維製品で促進するために、廃棄物の発生を防止します。2022年の1月1日以来ですが、売れ残ったものを廃棄することは違法となりました。ですから、寄附するのか、再利用するのか、あるいはリサイクルするのかということを選択しなくてはなりません。廃棄することはできません。廃棄物の発生を防止するための禁止措置により、もっと多くの製品が回収に回り、より多くのリユース、リサイクルの繊維製品が増えることになります。

ここで、回収をしていく上で繊維製品のリサイクルのキャパシティがさらに上がっていくことになります。目的は廃棄物を出さないということです。そして、それはなるべく無駄のないような在庫管理をするということです。在庫を持つということは、生産者にとってもコストになりますし、そして、売れなかった場合に廃棄されることになれば、地球環境のためにもよくありません。ですから、再利用とリサイクルを増やすことで、過剰生産による公害を繊維製品から起こさない、また、生産者が適正な量を生産できるようにしたいということです。

この数年間で、フランスの主な手段として、どのようなツールがつけられてきたのかをお話いたしました。

リサイクルについて、もう一つ、私はつけ加えたいのですが、日本からの質問でありましたリサイクル技術はどうするのかということですが、私たちはリサイクルのプロジェクトの発展を支援しています。フランス2030というプログラムをつくっており、特にリサイクルにおけるプロジェクトを支援します。私たちは今、大変にバラエティに富んだ

プロジェクトを幾つもつくっているのです。ここで支援しているプロジェクトは様々なものがあるのですけれども、例えば、メカニカルリサイクルです。機械や化学のリサイクルで、このプロジェクトはさらに発展していくのではないかと考えています。より循環経済を実現できるものと期待しております。

ありがとうございました。私の英語があまり上手でないので申し訳ありませんけれども、私が言いたかったことを御理解いただけたことを願っております。ありがとうございました。

○新宅小委員長

ラジャージュ様、大変丁寧な御説明、ありがとうございました。大変よく理解することができました。

5. 環境省「ファッションを持続可能に」

○新宅小委員長

それでは、次に、環境省「ファッションと環境」タスクフォース 環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室の近藤室長からの御説明に移りたいと思います。近藤室長、よろしく願いいたします。

○環境省循環型社会推進室 近藤室長

環境省・近藤でございます。説明時間は15分と伺っておりますので、御説明申し上げます。

これは先ほど経産省のほうから御説明があった資料と同じですけれども、マテリアルフローということで、繰り返しになりますが、年間73万トンの排出ということの中で、廃棄される量は64%、リサイクル、リユースにそれぞれ2割弱ということになっております。これを今後どうしていくかということなのですけれども、1ページめくっていただきますと、国内の衣類のマテリアルフローということで、アンケート調査の結果になっております。調査の概要ということで、国内のアパレルメーカー、卸、商社、小売業に調査票を送付いたしまして、回収率は約6割弱です。アパレルの平均消化率、そこで売れる率が約7割ということなのですけれども、その残った3割についても、アウトレット等で売り切る努力をして、実際に廃棄をされているものは2%というのがアンケートの結果となっております。

一方、これは自治体さんのほうで出されているごみがどういう状況かということです。

一般家庭から手放されたごみがどのように処理されているかということでございまして、多くは可燃ごみ・不燃ごみとしての廃棄ということになっていまして、一番左の欄になっております。一方でリサイクルショップ、あるいは古着屋等に販売するでありますとか、集団回収、自治体の資源回収に出したというパーセンテージは、そこから3つ、右側に流れておりまして、それほど高くない数字になっています。このところを今後どうしていくかということが大きな課題になっていると理解しております。

では、具体的に消費者の方々の関心、認知度はどうかということなのですけれども、先ほどのマテリアルフローは報道のほうでも随分ニュースになりまして、結果として、サステナブルファッションというものについての認知度はそれなりに高いと認識をしております。知らなかったという人は47.9%で、逆にそれ以外の人はどこかで聞いたことがあるというような結果になっておりますけれども、実際、そのうち何かしなくてはいけないというような関心があるというところは36%ではありますが、実行に移しているのは4%弱というようになっておりまして、この辺に大分ギャップがある。このポイントとしては、衣服を処分するときに、回収しやすいところにボックスはあるのか、回収のルートが手近にあるのかということでありまして、そういうことができるということが情報として発信されて、受け取られているのかということがポイントかなと考えております。

現場での衣類の回収ルートというのが次のページからになっておりまして、今のところ3つ大きくルートがございます。行政回収、集団回収、店頭回収となっておりまして、行政回収につきましては、全国1,741の市区町村のうち、市区町村の数でいくと6割弱、人口比で6割強といったところで布類の回収が行われているということになっております。そのうち700の市区町村においてはステーション回収という、回収の方式のところで御説明申し上げますけれども、決められた場所での回収ということになっておりまして、いつも皆さんがごみを出しているところでの回収の中の一つとして布類の収集が行われているということでございます。引き取られて行っている先というのは、リユース、あるいはリサイクルをするといった形で、その先のルートがありますけれども、故繊維業者ということになっております。

集団回収というのは、自治会とか町内会、あるいは子供会といったところが家庭から出る古紙とか缶とかびんとかといったものと併せて、布類も資源の一つとして回収をしていくというものでございまして、これも同じように布類については故繊維業者に引き渡されるということになっております。自治体によっては、この活動に対して報奨金という形で

条例に基づいて支給をしているところもありまして、これが自治会、町会等の活動の原資になっているというところでございます。

もう一つの回収ルートは次のページでございまして、店頭回収ということでございます。事業者の方々が店頭で回収をするという取組が近年、始まって、広がってきているところでありまして、来店を促して、ついで買いの機会をつくるでありますとか、やはり若い世代を中心に環境意識が高くなっているということを背景に、そこにアピールをする、あるいは、企業の責務としてやるというところがございます。この部分は、各アパレルメーカーさん等の御負担でボックスを置いたりとか、クーポンを出したり、ポイントを発行したりということで、店舗によって常にやっているところ、あるいは期間限定、全店舗か一部店舗かといった違いはございますけれども、やはり事業者の方々の御負担があるということもありまして、その辺が、広がりについての課題かなと思っております。行き先としましては似たような形でございまして、大半は故繊維業者さんに行っています。自社で利用する場合もありますけれども、大半はそちらに行っているというような実態でございます。

次をお願いいたします。我々のほうでも毎年調査をしております、直近の調査の中で自治体ヒアリングも行っております。大きく分けて、回収の方法は下の5つになっておりまして、これは各地域の故繊維業者さん、リサイクル屋さん、リユース業者の状況によって、それぞれの市区町村で回収の仕方が違うという形になっております。

自治体が主体のものがステーション回収、これは皆様がごみをお出しになる場所に、一つとして布類も出すということです。個別回収は各戸回収なので、各お宅の前にそれぞれ出していただいたものを拾っていくというパターン。拠点回収というのは、コミュニティセンターとか、あるいは市役所、あるいは環境事業所といったところにボックスが置かれていて、そこに持って行って回収するといった形です。地域住民主体というものが、先ほどちょっと御説明をした集団回収の部分でございまして、またコミュニティ回収ということでは、バザーみたいな形とか、地域の様々な団体が回収をしている。この中には報奨金が払われているものもあるということでございます。

衣類の回収品目のPRの仕方ということなのですが、これも先ほど申し上げたとおり、地域のリユース、あるいはリサイクルのルートに応じた形で、相談をしながら自治体さんのほうで分かりやすい周知方法を提示しています。回収できるもの、できないものということでありますが、基本として、やはりリユースのルートのほうが今のところは多いので、そちらのほうをベースとして処理の仕方を検討しているということでございます。

法律上の整理なのですけれども、廃棄物処理法というものに基づきまして、それぞれ規定がございます。一般廃棄物の場合、産業廃棄物の場合とございますけれども、それぞれ、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物、あるいは産業廃棄物の収集または運搬を業として行う者、その他のものについては許可が要らなくてできますよという形の整理になっております。このうち産業廃棄物につきましては、故繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者は許可の対象とならないと整理をされております。

一般廃棄物のほうは、一般廃棄物の処理というのは自治事務でありまして、市町村の責任に基づいて各地域の処理施設、あるいはリサイクル施設、リユースの状況といったものに応じて、それぞれ適切に処理をするということで判断をしていくことになっております。幾つかのパターンに分かれておりますけれども、まずは天然繊維のリサイクルなりリユースが具体的に確実だということがあって、まずそれに限って専ら物としての許可の対象外としているパターンがありますし、また、それだけに限ってしまうと、合成繊維もリユースをされますので、そこも含めて、リユース、リサイクルができるものとして回収をするということで、各地域のリサイクル屋さん、リユースの業者の方々に許可を出しているというところもございます。これによって回収量を増やしていくということが目的でもあると思います。

もともと合成繊維の取扱いについては明確化していないというパターンもありますが、やはり一般的にはリユースをされるだろうということで、広く天然繊維も含めてという考え方もありますけれども、そもそも天然繊維を中心とした仕組みでありましたので、合成繊維のほうはリユースをしてもらおうということで、そこは明確にせずに扱っている例もあるということがございます。

では、具体的にどのような形で故繊維が流れているのかといったことでございます。まずはリユースがあります。集まってきた後でリユースに流れていくというのがありますが、その後のリサイクルでいきますと、大きく分けて3つのルートになっております。海外に流れて行って、古着になって買われていく。国によっては日本の衣料が、質のいいものもありますので、人気があるといったこともありますけれども、そこで売れなければ、ウエスみたいな形で使われていくところもあります。また国内でもウエスという形のものは依然としてありますし、反毛ということで、また違った形で断熱材、防音材という形で使われていくというようなルートもございます。

実際に繊維の状況、衣類の素材の状況ということなのですけれども、一番上の欄に書い

てありますが、単一素材のものは少数派ということでありまして、2種、3種、4種といった混紡品が多くなっているということが、なかなかリサイクルの上で課題になっているところがあります。これは行政回収のほうで出てきたもののデータになっております。そういう意味では、やはりリユースが引き続きメインルート、あるいはリサイクルの中でも、混紡品でも利用可能なものがメインルートとして、当面の間は重要になってくるのだらうと思っております。

そんな中で、服が大量生産をされる、あるいは低価格化ということが進んでおりまして、リユースをすると回収コストに負けてしまうといった形で価値が低下していくということが実態としてあります。あとは、国内の製造業、成長しているもの、あるいは縮小しているもの、いろいろ凸凹はありますけれども、やはり生産というものが徐々に縮小されていくと、ウエスみたいな形での利用が徐々に縮小していくといったことがあるかと思います。

また反毛としての需要ということで、例えば建築とかいったことが少なくなってくれば、壁の中に使われているものが減っていくということはあるでしょうし、あるいは車のほうに利用が増えていけば反毛の需要が上がっていく、その分野に応じていろいろなパターンはあると思いますけれども、今のところは全体として低下の方向と見込まれると思っております。

一方で、リサイクル技術の開発は先ほど御紹介があったとおり、進みつつあるという部分もありますが、やはり混紡品が多いということや、ファスナー、ボタン等をどう取るのかといったところもありまして、実際、ポリエステル100で作られているスポーツウエアとか、現状でリサイクルできるものは限定的かなと思っております。

今後必要になることとしては、選別の技術、あるいはリサイクルの技術を高度化していく。あるいは環境配慮設計ということで、作る段階からその後のことも考えたものにしていく。あるいは、適量生産・適量購入、一つのものを長く着る、使うといったこと、あるいは表示というものを通じて資源循環システムを構築していくということかなと思っております。

先ほど御紹介のあった経産省さんと一緒にやっていた検討会の結果のうち、環境省に係る部分ということでございます。やはり関心がある層にしっかりリーチをしていくということで、資源であって、回収場所があるよということをアピールしていくツールをつくっていく。あるいは、リユースをする。廃処法の世界で専ら物でいくのか、あるいは古物の営業の許可が要るのかといったことも含めて、各地域のリサイクル、リユースのルー

トの状況に応じた形での効果的な回収、あるいは業者サイクルの事例というものをPRしていくことによって、地域全体のリユース、リサイクルのルートを太くしていくことができないかと思っております。

各種モデル事業もやっております、一つの例として京都市の事例でございますけれども、これは京都信用金庫が非常に積極的に御協力いただいたりとか、あるいは京都市のほうでは大学も結構多くありますので、学生寮などにもボックスを置かせていただいて、そこに持ってきていただく。その衣服を、京都市が主宰をしている環境系のイベントで販売をしたり、お引き取りをしていただくということで循環をさせていくというような取組でございまして、結構たくさんの衣類が回っていると聞いておりますし、若い方も積極的にこのボックスを利用していただいているというような話も聞いております。これはモデル事業で進めてきておりますが、実際、その後も継続的に取組を進めていかれると聞いております。

最後のページになりますが、今年度のモデル実証事業ということであります。一番下が先ほど御説明した事例になりますけれども、例えば一番上の事例、愛知県豊田市の事例は使用済みのユニフォーム、企業のユニフォームですので、適正処理をしないと、それが別ルートに流れていってしまうとコンプライアンス上問題があるということもありまして、ちゃんとそれはリサイクルをしていくということで、これは軍手になっていると聞いておりますが、そういうエコモデル事業です。あるいは、その下の香蘭女子短期大学につきましては、服飾専門の学科がありまして、そこが授業の一環として服を大事に着ていくということで、アプリを使ったり、あるいはインフルエンサーの方とも協力をしながらリユース等を進めていったことで、若い方を中心に働きかけていくような取組です。また、その次の子供服、あるいはフォーマル服というのもの、やはり子供は着る機会が少ないので、きれいなうちに着られなくなってしまうと。そういうもののお譲り会のモデル事業です。その下は徳島県の上勝町ですが、非常にリサイクルに積極的な自治体として知られておりまして、かなりたくさんの分別で資源化をしておりますけれども、そういうところでも、まだリユースが課題の一つとして考えられているということで、取組をされてきているということでございます。

このようなモデル事業を通じて得られた知見を、先ほど申し上げたような自治体を中心に、取組につなげていきたいと思っております。

以上になります。

○新宅小委員長

近藤様、どうもありがとうございました。

6. 自由討議

○新宅小委員長

それでは、発表は以上にいたしまして、これから自由討議に入りたいと思います。御発言を希望される際には、コメント欄に発言希望の旨を記載いただくか、リアクションボタンを押してください。私のほうから指名いたしますので、マイクとカメラをオンにしてください、御発言をお願いしたいと思います。それでは皆様、よろしくお願いいたします。松浦様、よろしくお願いいたします。

○松浦委員

ありがとうございます。今日は時間の都合で6時半には退出をいたしますので、最初に発言をお願いいたしました。

E Uのお話、フランスのお話、大変参考になりました。その中で、やはりリユースとリサイクルは随分と性質の違うものだということに思っておりまして、そういう意味では、リサイクルに関しては我々日本も今、技術開発中という状況にあります。このリサイクルに関する技術開発というのがE Uの中でどのような状況にあるのか、2030年までにどの程度実用化可能という見込みであるのかといったところは知りたいところかなと思いました。

それから、根本的な話になるのですが、カーボンニュートラルを実現しようとするときに、私たちも業界を説得していくときに、CO₂を回収して資源として利用するということがあったり、今、日本でもCO₂を地中に埋めるとか、そんな技術の対策も検討をされている中で、廃棄をしたことによってCO₂が発生する、それを止めるためにリサイクルをするということを選択しなければならないのだと。そういう対策をしなければならない。燃やすということはCO₂回収ができるとしても、例えばコスト的になのか、量の問題なのか、やはり繊維の世界はリサイクルが必要なのだということをどのように説得的に説明ができるのかということも考えなければいけないと思います。

それから、先ほどのフランスの事例は大変に参考になりました。サステナブルファッションを広げていくということでの価格戦略はどうしても考えなくてはならない。環境によいものは当然価格が高くなる。そのことに対して、しっかりと報奨金をつけるとか、メリットをきちんとつけていくということは、日本も参考にしていかなければならないと思い

ました。

それから最後、1点です。これは日本の事情でございますが、ファストファッションという言葉が、日本の場合は、明確にあるブランドをイメージすることがあるので、ファストファッションというのは安く製品を次々に購入して、次々に捨ててしまう、そういうライフスタイルのことを言っているのだというところは、日本としては言葉の使い方に気をつけなければならないかなと思いました。

以上でございます。

○新宅委員長

どうもありがとうございます。それでは、リサイクルの問題について、EU、あるいはフランスのほうで、技術的、あるいは社会的にどのように取り組んでいるかということについて、少しコメントをいただければと思います。ティッカネン様、ラジャージュ様、それぞれ簡単にコメントをいただければありがたいと思います。まずティッカネン様、よろしくお願いします。

○ティッカネン氏

御質問ありがとうございます。大変にいい質問だったと思います。簡単に言えるのは、まだそういったリサイクルのパーセンテージ、何%リサイクルするというのは決めていないのですけれども、回収の義務化は、来年の初めに始めるということになっており、全ての製品は分別回収しなくてはなりません。

分別回収した後ですが、先ほどのピラミッド型の図がありましたけれども、まず廃棄物にしない。修理をして、さらに使う。それからリユースをできるようにする。それから材料をリサイクルするということです。今の時点ではやりたいと期待をしているのですけれども、ほとんどのパートが、もう一度再使用されて製品に戻り、この閉鎖したループで繊維to繊維のリサイクルができる、新たな原材料となるということを考えています。ですから、今のところはまだ始まってはいないのですけれども、このことについて、何らかの目標値が必要なのかということを考えなくてはならないと思います。

拡大生産者責任のスキームのエコモデュレーションの中においては、リサイクル、リペアも促進させると思います。というのは、生産者から徴収する費用は、デュラビリティとカリサイクラビリティなどにかかっていることがあるからです。ですから私たちは、どうやって拡大していくのか、どのくらい寿命を長くできるか、そしてファストファッションにしないということを考えています。

これでお答えになっていればと思いますが、いかがでしょうか。

○ラジャージュ氏

それでは、今、ティッカネンさんが言ったことについて、追加したいのですが、フランスはファストファッションについて、いろいろな点で対応策を取っています。今、話に出ましたが、循環型経済の衣服はよりコストが高くなる、価格も高くなるのですが、それらは耐久性があったり、新たな材料を使ってリサイクルができるようなものだったりします。だからこそ、フランスでは生産者に対してもっと循環型の製品を、価格が高くても作るように推奨しています。

そして、ラベリングポリシーというのがあります。公的なラベリングシステムということで、1年以内で使えるようになれば、生産者のほうもたくさんの努力をしたいと思います。この努力が目に見える形で消費者に分かるということ、そしてなぜこれがより価格が高いのかということを経営者が理解できるということ、これが大事なことだと思います。

リサイクルの話題に戻しますが、生産者に、どうやってリサイクルできるものを作ってもらえるようにするのか。このためには、EPRの先ほどのスキームがありましたけれども、もしエコモデュレーションでもっとリサイクルができる衣服を作ることになった場合、生産者にとっては費用が安くなります。エコオーガニゼーションが2027年までに80%回収するという、この目的が達成できなかった場合、制裁措置が取られます。その場合、払わなくてはならないお金と比べて、制裁で支払う金額のほうが高くなります。ですから、達成しようというインセンティブになります。こういった金銭的なインセンティブのほかにも、ラベリングもしています。もしリサイクル製品を作った場合には、それを消費者に対して示すことができます。環境ラベリングをして、このほうが新たな繊維を使った新たな衣料品であって、消費者のためになっているのだと。これで御質問の答えになっていればと思います。

○松浦委員

ありがとうございます。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは次の御質問を大矢様からお願いいたします。

○大矢委員

化繊協会の大矢です。

EUとフランスからの報告、サステナブルな社会の実現、取組ということで、大変よい

報告であったと思います。ありがとうございます。

まずティッカネンさんに御質問です。発表にもありましたとおり、EUではグリーンウォッシュ対策なども含めて、環境性能を認定するエビデンス、科学的根拠について、いろいろ議論がされているということだと理解をいたしました。そのエビデンスの中で、従来、我々の繊維業界で普及していますのは世界の認証制度というか、例えばテキスタイルエクステンジの認証などもかなり普及していると思いますけれども、そのような認証の部分について、どのように見ているのか。具体的に言うと、このエビデンスの広報を通して、そういう認証制度という部分は使えるのかどうかというところが1点です。

それから2点目は、フランス政府のラジャージュさんに対する御質問です。フランスでは既に循環経済法を施行して、もう数年たつということなのですが、繊維製品のリサイクル率については、先ほどの議論にもあったとおり、具体的な数値等々が分からないと思うのですが、特に生活者の意識の変化みたいなところは実際、どう感じられているのかということをお聞きしたいのです。

というのは、循環経済法について、生産者にとってのリサイクル義務という部分についてはよく理解をしたのですが、結局、サステナブルにこれが事業として成り立つという前提では、我々生産者も含めて、いわゆる生活者の協力が不可欠だと思うのです。先ほどのお話でも、リサイクル品を選んで購入する、あるいはできるだけ長く使うとか、特に使用後に正しく排出して、リサイクル回収のところに持っていくというようなことの部分がないと、なかなかサステナブルな事業にはならないのではないかと思います。私自身は思っているのです。そういう意味で言うと、生活者の啓発という部分は非常に重要であるという認識をしているのですが、そういう点で、生活者に対してどういう啓蒙をされているのか。あるいは実際、しているのだけれども、なかなかそういう部分で醸成されないのか等々、何か苦労な点があればお聞きしてみたいと思います。

以上です。

○ラジャージュ氏

とても重要な質問をいただいたと思います。この政策の要の部分だと思うのですが、私たちが努力をしても、消費者の方が助けてくださらなければ、全部うまくいかないということになってしまいます。協力がなければやっていけないというのは御指摘のとおりです。ですから、消費者も動員して、循環経済が必要だということについて意識を高めてはならないと思います。そして、先ほど話をしたAGEC法、それからフランスで

使っている法制面からの規制もまた期待を高めるということになります。ですので、フランスにおいては、例えばファストファッションというようにタイプインすると、このファストファッションの問題に対して、対応しようという提案が議会のほうでも出てきています。そして、これは、フランス国民が支持しているのです。ですので、消費者からの期待がどういうものであるかということは、実際にニュースで毎日目の当たりにしています。

しかし、もう一つ言いたいのは、どの消費者も、皆、より循環型の製品を買いたいと考えていますが、インフレもありますし、価格が上がっているということもあるので、より安い製品価格になるファストファッションの新しいプレーヤーが市場に出てきて、ルールが変わってきているということです。市場の慣例が変わってきているので、そういった人たちに対して、この循環型の繊維製品にどういった特質があるのか、環境に対する負荷がどのくらいあるのかということを啓蒙していかなくてはならないと思います。

私たちは、先ほど皆さんにお伝えしたツールがあるのだという情報を消費者に対して与えるということがまず鍵となると思います。フランスでは、どの世論調査でも、繊維の循環性ということに関して大いに期待がかかっています。消費者が正しい、明確な選択ができるようにするための情報を与え、一般の人の関心が高くなるということが重要です。

手元にすぐ共有できる統計的な数字はないのですが、ステークホルダーとの間で話をすると、本当に大いなる期待が、循環型経済にかかっています。しかし、まだ多くの説得すべき人たちが残っています。ファストファッションは将来ではなく、繊維業界はもっと循環型経済にならなくてはならないと、より説得が必要です。

○新宅小委員長

どうもありがとうございます。ティッカネンさんのほうにも認証について御質問があったのですが、コメントをいただけますか。

○ティッカネン氏

質問、ありがとうございます。このグリーンクレームの指令では、第三者が認証しなければならないという要件があります。加盟国には、本当に環境に良いのかを検証する認証者が存在し、標準化された評価システムがあります。そのため、企業が、20%がリサイクル製品ですなどと勝手に言うことはできず、それを第三者に認証してもらわなければならないことになっています。どのように測定したのか、その測定の仕方は基準に見合っているのか、といった基準があるわけです。詳細はよく分かりませんが、ウェブページに行ってくださいと分かります。例えば、ISO基準とか、そういう感じの水準です。提唱者が

いて、加盟国の当局でそれが認証されて、一元的に管理されている基準があるわけです。
加盟国のほうに、我々は認証団体ですというように申請をしなければなりません。

○新宅小委員長

ありがとうございます。

○大矢委員

いずれにしても、認証制度の部分を取り入れるときには、日本の繊維業界が従来使っている、さっきお話をしたような部分も含めて、E Uとしての立ち位置、決め方等々を含めて、ひもづけをしていただくような形でやっていただければというのがお願いです。

○新宅小委員長

それでは、次の質問に入りたいと思います。富吉様、福田様、柿本様、渡邊様という順番でこの後、御質問をお願いいたします。富吉様、よろしくお願いします。

○富吉委員

まずE Uのティッカネンさんに、E P R、拡大生産者責任に関してと、あとエコデザインに関して御質問させていただきたいと思います。

E P Rなのですけれども、特に繊維、ファッションの世界を見ますと、プレーヤーの入れ替わりが非常に激しいわけで、上市した商品が最終的にリサイクルに回る段階では、メーカーの構成が大きく入れ替わっている可能性が高い状況だと思います。そうすると、先ほどフィーを取ってE P R制度を回すという御説明をされていましたが、実際に資金負担をしたときに、リサイクルで回るものというのは、ほかの企業が作った製品という状況になってくる。市場が拡大している間はそれでも多分もつと思うのですけれども、例えば市場が縮小する局面の場合、フィーで処理をすると、今、製品を作っている人の負担が増えていくという問題があるかと思うのです。日本では、年金制度がそういう同じ問題を抱えている状況なのですが、これについて、どういうお考えなのかということをもっと聞きしたいと思います。

それからエコデザインですけれども、多分広い意味で、このエコデザインの実現がE P Rの義務だと認識はしているのですが、エコデザインもいろいろな項目があって、全部の項目を同時に実現することは不可能だろうと。例えば長寿命化すると、長いこと使われるのですけれども、その間に新しい技術ができて、実は古い技術で作られた古い製品はリサイクルしにくかったりするということが生じたりする可能性もあって、これを、どう義務づけるのか。全部やれといっても、多分、相互矛盾する項目が含まれていますので、実現

不可能だろうと思うのです。これを事業者に義務づけるというのは、一体どういうことになるのかというところのイメージが実はよくつかめないのです、ここを少し御説明いただきたいなと思います。

○新宅小委員長

ここで1回切りたいと思います。ティッカネンさん、どうぞよろしくお願いします。2つですね。EPRの問題と、エコデザインの問題となりますが、いかがでしょうか。

○ティッカネン氏

質問ありがとうございます。EPRについては、今、始まったばかりですが、責任拡充のプログラムがあります。フランスの経験から学びたいとも思っていますが、責任が共有される体制です。1つの会社がもう製造していないということがあったとしても、そのコストは他社が負担するといったシステムになります。生産者のコミュニティ全体でコストをカバーする。最初は移行期ですから、いろいろ混乱や誤解もあるかもしれません。コストがどれぐらいかかるのかということを明確にする。そして、まだ払い切れていないコストもあるかもしれませんから、それを特定して、誰が負担するのかというのを話し合うことがあると思うのですけれども、システムが軌道に乗れば、例えばもうオリジナルの製造者がいなくても、システム自体は維持していきますから、責任の所在を明らかにして、そのコストを負担するということはできると思うのです。

また2つ目の質問ですが、このエコデザインの定義というのは難しい点です。どういう要件を満たせばエコデザインと呼ぶのか。例えばリサイクルできるのか、再使用できるのかとか、そういう条件をつけることもできるでしょう。あるいはもっと長い期間使えるとか、繊維の組成、リサイクルしやすいとか、そういういろいろな要件のバランスも入れなくてはいけないと思うのです。持続可能な繊維製品であるのかなど、条件にも優先順位がつくかもしれません。このエコデザインの定義は来年、2025年末までにはしたいと思っています。今、御指摘のように、これは確かに難しいのです。ですので、慎重にインパクト評価をして、一番よいインパクトを与えられるような要件、定義にしたいと。そして、長く使えて、持続可能な循環型繊維製品ができるようにしたいと思っています。

○新宅小委員長

ありがとうございます。それでは富吉様、時間もあれなので、なるべく端的にお願いします。

○富吉委員

フランスのほうで、消費者への情報提供というのが今回、法律の一つの考え方であったのですけれども、新しい商品についての情報提供は比較的簡単だと思うのですが、やはり循環経済を考えると、中古市場に行ったり、最後、リサイクルに回る、そこまである程度情報が維持されなければいけないと思うのです。情報が載っているのは主にタグだったりするのですが、そういうものは、中古品だと大体切られてしまって、どこを探せばいいか、分からなくなるような状況なのですけれども、こういう場合の消費者に対する情報提供について、何かフランス政府ではお考えになっていることはあるのでしょうか。これが聞きたかったのです。

以上です。

○新宅小委員長

ラジャージュ様、よろしくお願いします。

○ラジャージュ氏

すみません、質問がよく分かりませんでした。もう一度お願いします。

○新宅小委員長

富吉さん、もう一度お願いします。

○富吉委員

消費者に対する情報提供をウェブサイトでやるという仕組みをつくっていらっしゃるとお聞きしたのですけれども、どういう商品かというのが分からないとウェブで検索できないと思うのです。特に中古品になると、タグが切られていたりとかして、どこで作られたか、どういうブランドか、どういう品番なのかが分からなくなるケースもあるのですけれども、こういった商品についての情報提供について、何かお考えの方向とかあるのでしょうか。こういう質問でございます。

○ラジャージュ氏

今回はよく分かりました。ありがとうございます。私が話した規制ですね。消費者向けのラベル表示で、生産者の特徴とか。今のところ、古着に対する規制やシステムはありません。これは話さなくてはいけない問題です。今のところ、政策もないです。

○富吉委員

大体分かりました。ありがとうございました。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは次の質問で柿本様、お願いします。福田さん、

順番を間違えました。この次でお願いします。

○柿本委員

丁寧な御説明ありがとうございました。フランスの状況とEUの方向性が大変よく分かりました。

私は、日本で一番古くから活動しております消費者団体でございます。それで、コメントが2つと、質問が1点ございます。

発表を聞いておりました、日本もかつては着物を着ておりました、色が抜けてしまったり、破けたところを全部ほどこいて、そして染め直して、だめになったところを抜いて、また着物に仕立て直して着ていたりという文化がございましたことを思い出しました。

私はコロナ前にロンドンのオックスファムを訪問しまして、高品質の衣類がリサイクルで売られているところと、それからその足でファストファッションの売り場を見て、その品質の差にとっても驚いたことを思い出しました。そして通りにはリサイクルボックスが置かれていて、皆さん、入れられているのも目の当たりにして、取組が進んでいるなというのを実感しております。

ここからが私の質問でございます。フランスでは、情報を大切にしているということでございますが、消費者として、行動変容が待ったなしで迫られているというのを非常に強く感じておりました、若者、それから児童・生徒に対する教育というものはどのようになさっているのかというのに非常に興味がございます。日本では多分、年配の者はリサイクルに対して非常に関心もありますし、できているかと思うのですけれども、若者、若年層にはなかなか響いていかないかなというように感じております。教えていただければ幸いです。

以上です。

○新宅小委員長

フランスのラジャージュ様、若い人に対する教育をどのようにやっていらっしゃるかという質問かと思います。

○ラジャージュ氏

繊維業界でなるべくツールを開発して、啓蒙に努めております。EPRのプログラムの中では、ある程度費用を取って、課金をして、エコ団体が生産者からお金を取って、ソーシャルメディアなどでコミュニケーションをとります。例えばフランスのエコ団体が、寿命の来た古着などについて話すわけです。これは義務化されています。若い人に対して、

リサイクルしましょう、再使用しましょう、循環型に使いましょうというように啓発するのです。ソーシャルネットワークで広告を出すなどして、若者に語りかけるわけです。分別して、古着を出しましょうとか、正しい収集場所に置きましょう、また、古着をもう一回生かしていくような使い方をしましょう、と。E P Rのための予算もありますし、そういうコミュニケーションのための予算もあり、特に若者をターゲットとしたツールもあるのです。

そして、教育省とも連携して若い人向けに、気候変動、循環型経済について教育しています。これは私の専門外ですので、このグローバルな取組については話せませんが、繊維製品についてはE P Rプログラム内で予算が取ってあります。

○新宅小委員長

ありがとうございます。

○ティッカネン氏

すみません、今のラジャージュさんが言ったことについて、ちょっと追加させていただけますか。実際、E Uには、例えば情報について、若い人たちがもっと責任ある選択をするように、エコラベリングというものがあります。そして、環境にいいものかどうかという証拠を求めるというグリーンクレームというイニシアチブがあります。情報というのは極めて重要ではあるのですが、私たちが社会の中でやっていることは、全てにおいて生産と消費に関係するものです。ですから、マインドセット、考え方の変更ということが必要なのではないかと思います。ファストファッションはもう時代遅れで、私たちは、過剰生産、過剰消費を続けていけない。気候変動が危機的な状況になっていて、生物多様性が失われ、公害が悲惨なことになるということについて、若い人の一部は非常に懸念をしています。そのために、自分たちの消費パターンを変えていくということがあります。

そして、大人、あるいはE Uの加盟国や権威あるものは、公的な調達において、グリーン調達というものをしています。市場においてもっと持続可能、あるいは循環型のほうに関心を集めるためです。ですから、変更を社会全体で行っていかなくてはならないと思います。生産と消費のパターン全部に関わることだと思いますので、私たちはそのような運動や若い人たちにお手本を示すことが必要だと思います。ソーシャルメディアを通じて啓蒙活動をしていくといったことについては、去年、スリーファッションキャンペーンというものを、E Uの中の3つの国で行いました。こういったキャンペーンをソーシャルメディアのプラットフォームを使って行っていくということが、特に若い人たちの消費パター

ンを変えることができますと思います。

しかし、何も法制やツールで規制するというだけではないのです。そうではなくて、マインドセット、考え方を変更させるということをするべきだと思います。そしてまた、インセンティブをつけるということです。エコデザインの要件のインセンティブ、そしてE P R、拡大生産者責任です。製品と消費は非常に関連性が高いので、同時にこれを扱っていかなくてはならないと思います。そして、より耐久性があるものにする。消費パターンを変えていくことができますと思いますが、この動きはゆっくりです。ですので、私たちは社会の中で行うことについて、重要性を強調しなくてはならず、環境的な影響がどれだけあるのかということを常に考えるべきだと思います。

これはグローバルな問題です。私たちは、結局みんな同じ惑星に住んでいるわけですから、1つの国だけではなくて全員がこれをやっていかなくてはならないと思いますし、皆さんが日本で行っていることも大変に私はうれしく、評価したいと思っております。すばらしい政策インストゥルメントを既にお持ちだと思っております。ありがとうございます。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。続きまして福田様、それから最後、渡邊様ということでお願ひします。

○福田委員

プレゼン、ありがとうございます。A.T.カーニーの福田稔と申します。

1つ、フランスの政策についての質問があります。海外のクロスボーダーの問題です。フランスというのは、明確に循環型経済を行うということに対しての見本になると思います。このプレゼンの中では、すばらしい野心的な数字を出してくださっていました。フランスはこれから毎年6%ですか、それから2028年までにリサイクル80%。ということは48%の生産ということですよ。しかし、こういった数字を達成するためには、私たちはもっと管理をしなくてはいけないと思います。クロスボーダーの商業による個別の輸入です。EUがファストファッションは時代遅れだと言ってはいますけれども、若い消費者の中には、輸入をするほうがもっと安価なファストファッションを越境取引で得たいと考える人が多いと思います。ですから、このクロスボーダーのeコマースを規制するというお考えはありますか。それが私の質問です。

○ティッカネン氏

EUの観点から、それに対してお答えしたいと思います。

e コマース、電子商取引というのは、第三国から消費者に直接やってくるものですので、特にコロナ以来、ずっと増加してきています。ですから、e コマース、電子商取引というのはとても大きな問題です。しかし、エコデザインの要件は、e コマース、電子商取引にも、消費者に直接届けるものについては適用されます。ですので、市場調査が非常に重要な役割を果たします。このエコデザインが行われることによって、市場に対する監督をさらに促進します。ですので、消費者がe コマース、電子商取引から買っているものが、この新しいエコデザインの要件にも合致していかななくてはならないということを私たちのほうで確認していくことができます。

そしてまた、E P R、拡大生産者責任のスキームの中にも参加してもらいます。ですので、こういった衣料品、全てE Uの市場に入ってきているもの、それは電子商取引であろうとなかろうと、この新たな規則、またエコデザインの要件に合致していかななくてはならないわけです。

それは簡単なことではありませんが、私たちは現在、準備をしています。どうやって、私たちが十分な市場の監視、確認ができるか。どんな製品だったとしても、私たちの規制に合致していないものがないようにする。そして繊維産業自体にとっても、この単一市場において、こういった措置が取られているということはとても重要なことです。

また、情報の話が出ましたけれども、これは環境の問題だけではなく、自分たちにとっても、こういった質の低い衣料品は、安かろうと、買うのは自分たちのためにもならないという情報を、キャンペーンを通じて消費者へ伝えようとしています。

○ラジャージュ氏

ありがとうございます。E Uによってフランスは規制を受けているので、ティッカネンさんが今言ったこと以上に、フランスからつけ加えることはあまりないのですけれども、e コマース、電子商取引のインパクトというのは、本当にこれは実際に起きていることで大変に増加しています。私たちが回収しなくてはならない繊維製品の量がかなり増えました。ですから、2年前よりも随分違ってきています。それは明確です。新たなプレーヤーによって作られている品質が低い繊維製品が市場に流れ込んでいます。また、リユースやリサイクルができないものになってしまっています。ですから、これは本当に大きな問題です。

しかし、だからといって、この目標を変えることはしません。というのは、フランスにとってこういった野心的な目標を持つことはとても重要だからです。しかし、私たちは、

フランス国内に入ってきている製品の品質をよく監視しなくてはならないと思います。そうでないと、こういった目標を達成することができなくなってしまうからです。そして、廃棄物を抑えるということができなくなってしまうからです。

○新宅小委員長

ありがとうございます。次に渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員

すばらしいプレゼンをしてくださってありがとうございます。私もなるべく短く質問いたします。

どうやってE Uの中で規制を行い、ファンドを運用していくのか。そして、リサイクルができる、あるいはどうやってリサイクルの繊維を使うようにするかということは、本当に複雑な問題だと思います。ですので、それぞれのE Uの国においてどうやって可能にするのでしょうか。

そしてもう一つの例なのですけれども、E P Rです。ラジャージュさんがおっしゃっていましたが、企業がどのようにリサイクラビリティを保証するのかということです。リサイクラビリティがどの程度なのかというのを特定するのは非常に難しいと思います。どうやって保証するのでしょうか。実際の法律をつくったところで、どうやってそれを実行していくのでしょうか。

○ラジャージュ氏

質問をもう一度繰り返していただけますか。よく分かりませんでした。

○渡邊委員

法律を執行する鍵を握るのは何なのでしょう。法律をつくるのは比較的簡単なことなのですけれども、もっと難しいのは、どうやって法律を実際に運用、執行するのかというところだと思います。法律が実際に強制的にというか、執行されるということをどうやって保証するのでしょうか。

○ラジャージュ氏

現実においては、法律、規制があります。そして実践においては、どうやって全てのセクターの中のアクターを動員するかということですが、先ほど申しましたように、この行動というのは幾つかのレベルがあります。消費者を動員する、そして生産者を動員するということです。そして、たくさんのツールがあります。例えば、金銭的なインセンティブ、あるいはエコデザインの規制など。エコデザインの定義はE U加盟国によるものですが、

どうやって、私たちが生産者に対し、もっと循環型の繊維製品を作るようにするかというと、それはただ金銭的なインセンティブだけではありませんし、エコデザインのテーマを使うだけではなくて、全ての使える手段を動員しようしているのです。生産者がもっと循環型の繊維製品を作れるように、特に研究開発においては金銭的にも支援をします。例えばフランス2030プログラムというのを先ほどお話いたしました。これは、フランスがプロジェクトにおいてやっていきたいと考えているグローバルアクションです。ありがとうございます。

○ティッカネン氏

あまりそれ以上につけ加えることはないのですけれども、私は、どうやって実施しているのかということについて、細かな点まで知っているとは言えないのですが、まだエコデザインの要件の準備ができていないわけではないのです。企業は第三者評価を通じて証明していかなければならないと思います。グリーンクレームというのを始めたばかりです。ですから、十分なリサイクルされた材料があるということを見てから、リサイクルのパーセンテージを決めようと思っています。

こういった新たな生産、消費のやり方を始めるときには、もちろん最初の頃には不確実性があります。ですからこれを微調整して、やっていかなければなりません。なので、例えば私のプレゼンテーションの中にあったジョイントリサーチセンターだとか、コミッションページもありますし、EPRの、どういう例があるのか、何が起きているかといったことをフォローしていただければと思います。そうすれば、どういう視点があるのかということ、どういう落とし穴があるのか、こういった課題があるのか、ということが分かると思います。私たちは十分野心的ではあるのですけれども、現実的に達成ができる、そして監視ができるということを確認しながらやっていきます。まだ準備段階なのですけれども、でも、こういった課題がEUで実施する上でもあるということはよく分かっています。

私は次の会合に行かなくてはならないので、皆さん、本当にありがとうございました。皆さん、今後とも御活躍くださいませ。ありがとうございました。

○新宅小委員長

ティッカネン様、ラジャージュ様、今日は大変長い時間、それからそれぞれ、いろいろな質問に大変丁寧に答えていただきまして、ありがとうございました。

○ティッカネン氏

ありがとうございました。

○ラジャージュ氏

ありがとうございます。私のほうからもお礼を申し上げます。これからもこのような議論をさらに続けていけたらと考えております。今後もまた御連絡をいただければ、一緒にこの問題に対応していけるかと存じます。ありがとうございました。

7. 閉会

○新宅副委員長

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○経済産業省生活製品課 田上課長

皆さん、活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。次の第10回小委員会の日程につきましては、委員の皆様と調整の上、別途、事務局より御連絡をさせていただきます。ありがとうございました。

○新宅小委員長

それから、チャットのほうで幾つか、時間がなくて取り上げられなかった質問をいただいていますので、これは事務局のほうで、どうぞ御連絡のほうをよろしくをお願いいたします。

○経済産業省生活製品課 田上課長

チャットでいただいた御質問も含めて、明日までに追加の御質問をいただければ、EUのティッカネン様、フランスのラジャージュ様にもお時間をいただいて、事務局から質問させていただきたいと思います。回答につきましては、また皆様にシェアしたいと思います。ありがとうございます。

○新宅小委員長

それでは、そのようにさせていただきまして、本日の委員会はこれで終了とさせていただきたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。